

中世モスクワ国家の君主考

——その公的称号の分析を中心として——

加藤 一郎

О монархах Московского государства

— анализ их официальных титулов —

Ичино Каго

はじめに

一五世紀後半から一六世紀にかけてロシアの政治的統一に成功したモスクワ国家（モスクワ大公国）の君主たるモスクワ大公のちのツァーリは、ロシア国内における地位の上昇と強化、ヨーロッパ世界におけるロシアの国際的地位の変化に対応して、たとえば大公がツァーリとなつていったように、様々な王位号ないしは帝位号をもつていた。この公的称号には、公文書への署名・鑄造貨幣への刻印といった使用目的にしたがった長短および構成の差があつたが、基本的に各種の王位号Ⅱ帝位号と君主の支配領域の明示という二つの要素からなりたつていた。たとえばイヴァーン三世の公的称号はこうである。

「大公イヴァーン、神の恩寵によつて全ルーシの君主、ウラヂーミル、モスクワ、ノヴゴロト、プスコフ、トヴェーリ、ウゴラ、ヴァートカ、ペールミ、ボルガールの大公」

これがイヴァーン四世（雷帝）の称号になると、「ツァーリ」という帝位号や彼が征服したカザンやアストラハンといった地名が付け加えられることとなる¹。

一見煩雑とも思える各種の王位号Ⅱ帝位号と支配領域の明示²は、本小論で明らかにされていくように、かつてはリューリク一門の分領諸公（*удельные князья*）のなかで比較的弱小であつたモスクワ公がその他の分領を征服・併合していった具体的な政治過程、換言すれば「モスクワ君主の政治的自意識の成長」（クリュチエーフスキイ）を明確に反映していた。それゆえ、この公的称号は、モス

クワ国家の君主にとっては一言一句たりともおろそかにできないものであり、外国からの使節にもその正確な使用が強制された。イヴァーン四世の息子フォードル一世の治世にモスクワを訪れたイギリス大使フレッチャーは自分の経験をこう記している。

「この称号は皇帝のすべての所領をふくみ、彼の偉大さを物語っている。このために、ロシア人はこの称号を非常に好み、誇りとしており、(口頭か文書で何事かを奏上するさいに) 自国民だけでなく外国人にもこの称号を最初から最後までくりかえすように強いる。このことは、多くのあらさがしや、ときにはタルタル人やポーランド人の使節とロシア人とのあいだのもめごとをひきおこした。タルタル人やポーランド人の使節は皇帝をツァー(Czar)とよぶこと、長い称号の他の部分をくりかえすことを拒否するからである。私自身についていえば、皇帝に謁見したとき、『全ロシアの皇帝、ヴォロデメル、モスコ、ノヴォグラドの大公、カザンの王、アストラカンの王 (Emperour of all Russia, great duke of Volodemer, Mosko, and Novograd, king of Cazan, king of Astracan)』とだけあいさつすることが適切であると考えていた。残りの部分を省略してしまったのは、ロシア人たちが自国の君主の称号をイギリス女王の称号よりも大きいものとみせかけて自慢していることも知っていたためであった。だが、このことは具合が悪かった。(他の貴族とともに皇帝に随行していた) 尚

書 (Chancellor) は低い声で、私に残りの部分をいうように要請した。³⁾

本小論は、このようにモスクワ国家の君主の「政治的自意識」を反映していた公的称号の固有の意味とその成立過程を検討することをつうじて、モスクワ国家ないしロシアにおける彼らの政治的地位と権力、および、西ヨーロッパの王権と比較した場合のロシアの帝権の特質を考察しようとするものである。

○「大公 Великий князь」

「公クニヤーシ князь」はロシア以外のスラヴ系諸国のあいだでも、一定の領域的あるいは氏族制的支配者の称号として知られている(ポーランド kniaz、チェコ knize、セルヴィア knez)。「大公ヴェリーキイ・クニヤーシ Великий князь」は公を長とする「公国 княжество」をいくつか内包する大公国の長を意味しており、キーエフ・ルーシ時代にはキーエフ大公が、いわゆる「封建的分裂時代」の初期にはウラヂーミル大公が、ロシアの諸地方に対して一定の政治的・道徳的権威をもっていた。一三世紀のモンゴル人征服者もウラヂーミル大公位のもつ「全ロシア的意義」を理解していたようである。バトウは北東ルーシを軍事的に制圧するとすぐに、シチ河畔の戦いで敗死したウラヂーミル大公ユーレイ・フセーヴォロドヴィチの弟ヤロスラーフ・フセーヴォロドヴィチに「全ルーシにおけ

る最年長権 *старшинство во всей Руси*」を与えている。

一三世紀後半からは、いくつかの分領公国を政治的に従属させ、一定の広範囲にわたる地域を統合した強大な公国の長として、モスクワ大公、トヴェーリ大公、リヤザーン大公、ニジェゴロト大公などが登場してきた。こうした大公たちは宗主国たるキプチャク汗国の巧妙な対ロシア政策のもとで、「全ロシア的意義」をもつウラヂーミル大公位をめぐって互いに対立抗争をくりかえしていたが、結局イヴァーン・カリターの時代からモスクワ大公がウラヂーミル大公位を独占するようになった。⁴ さらに、一五世紀末から一六世紀初頭にかけて、トヴェーリ、リヤザーンといった有力な公国がモスクワに併合されると(ソ連史学の用語を使えば「ロシア中央集権国家」の形成)、大公という称号自体もモスクワ大公の専有物となつていった。

このように、大公という称号をモスクワ大公が独占するにいたつた過程は、一介の分領公にすぎなかったモスクワ公が、近隣の弱小分領公国を統合して大公へと成長し、さらに、北東ルーシの統一をめぐって競つた他の大公を従属させていった政治過程を反映していた。

ただし、視野を北東ルーシのみならず、南西ルーシもふくめた旧キーエフ・ルーシの遺領全体にまでひろげるならば、リトヴァの君主も一四世紀ごろから大公と称していたことにも注目しなくてはな

らない。ルーシの年代記は、一三世紀後半にリトヴァ国家の基礎を築いたミンドフク(ミンダウカス)を「専制君主 *самодержец*」とか、「大公」と呼んでいるし、一四世紀前半、リトヴァ国家を東ヨーロッパの大国として確立せしめたゲヂミン(ゲヂイミナス)は、「リトヴァ人の王、公」、「リトヴァとルーシの王」、「リトヴァとルーシの王、ゼムガル人の君主にして公」と称していた。⁵ リトヴァ大公国を「ロシアにおしつけられた外国の組織というよりも、キーエフ・ルーシの線にそつた別の変種、キーエフの後継者」(リヤゾフスキイ)、すなわち「リトヴァ・ルーシ」と考え、一方、北東ルーシの覇者モスクワ大公国を「モスクワ・ルーシ」と考えるならば、リトヴァ大公国がポーランドと合併していく一六世紀にいたるまで、旧キーエフ・ルーシの遺領には、この統一をめぐつてライヴァル関係にある二つの「ルーシ国家」が存在し、そのおののちに「大公」と称する君主が君臨していたことになる。

○「神の恩寵によつて *Божьей милостью*」

君主を形容するこの語句自体はロシア固有のものではなく、キリスト教諸国で広く使われてゐる (by the grace of God)。ただし、モスクワ国家の政治理念にあつては、この語句は、諸公や有力貴族によつて推挙された君主ではなく、モスクワ大公やトルコの سلطان のように生まれながらにして君臨している「真の」君主という性

格を強調するために使われていた。イヴァーン三世は、「皇帝」として王位を授与してあげようという神聖ローマ皇帝の提案を毅然とした態度でこはねつけている。

「われわれは、そもその初めから、古い祖先のときから、神の恩寵によつてみずからの国土における君主である。われわれは祖先と同じように神から叙任されている。われわれは、神がわれわれとその息子を、今と同じようにみずからの国土の君主としてくださることを願つてはいる。しかし、叙任の件については、以前にこれを誰かに求めようとしなかつたのと同じく、現在もこれを求めてはいない。」(力点引用者)

さらに、イヴァーン四世(雷帝)は、ボヤールによる君主権力の制限すなわちボヤール寡頭政治を要求するクルプスキイ公との有名な往復書簡のなかで、ロシアの君主権の神的起源を公然とかつ力強く主張している。

「真実の正教を實行しているロシア帝国の専制体制は、神のおぼしめしにより、(Божим изволением, по Божьему изволению)、ルーシの国土を聖なる洗礼によつて教化した大公ウラヂーミル、ギリシア人から高い敬意を表された大公ウラヂーミル・モノマフ、神を知らぬドイツ人に大勝利を収めた勇敢な大君主アレクサンデル・ネーフスキイ、ドン川の向うで神を知らぬイスラム教徒に大勝利を収めた勇敢で尊敬すべき大君主ドミートリイから始ま

ており、不正に対する報復者でわれわれの祖父の大公イヴァーンにさえも、古来からの先祖代々の土地の獲得者で聖なる記憶に値いするわれわれの父大君主ヴァシーリイに、そして、ロシア帝国のつましい王笏保持者たるわれわれに伝つてゐる。われわれは、われわれの手が同族者の血で染まることを神が許してこなかつたという意味で、この神の法外な恩寵のゆえをもつて神をたたえている。というのは、われわれはだれからも帝国を奪つてこなかつたからである。神のおぼしめしにより、みずからの先祖と父親たちの祝福にしたがつて帝国に生まれ、神の御意により、みずからの先祖と父親たちの祝福にしたがつて成長・生育し、帝位につき、われわれ固有のものを取つてはきたが、他人のものは奪わなかつたからである。」(力点引用者)

王権は神から与えられた絶対的なものであるとする「王権神授説」が西ヨーロッパに登場するのは、絶対主義の隆盛した一六、一七世紀のことであつた。これと比較すると、自分の君主権の起源を「神の恩寵」、「神のおぼしめし」、「神の御意」に求めようとするいはロシア版の「王権神授説」の登場は一世紀ほど早い。おそらくこのロシア版「王権神授説」は、かつての宗主国キプチャク汗国の介して伝わり、モスクワの君主がみずからの模範としたキプチャク汗という「アジア型専制君主」像、およびギリシア正教会を介して

伝わったビザンツ帝国における「キリスト教的神龍皇帝」の理念の影響をうけて形成されてきたのであろう。¹⁰

○「全ルーシの *всѣя Русѣи*」

「全ルーシの」という語句は、もともとはロシア地域の教会組織および聖職者の長たる府主教の称号「キーエフと全ルーシの府主教 *митрополитъ Кіева и всея Русѣи*」に由来している。コンスタンチノーブルの総主教の管轄下にある府主教は、ロシアがキーエフ・ルーシ解体以後には政治的に分裂してしまつてからも、「教会組織上は単一の首長の下に統一された単一民族としてロシアに対して、一貫した政策を与えようとしていた」¹¹ビザンツ側の対ロシア政策にしたがつて、ロシアの宗教的統一を体现していた。それゆえ、府主教が座する都市（キーエフ↓ウラヂーミル↓モスクワ）はロシアの「教会的首都」（クリュチエフスキイ）であつた。

モスクワ諸公のなかではじめて「全ルーシの」という語句を使用したのはイヴァーン・カリターであるが、¹²この語句の使用とモスクワへの府主教座の移転は互いに結びついた出来事であつた。すなわち、イヴァーン・カリター治世下のモスクワがロシアの「教会的首都」となつたことは、この町の主人イヴァーンがロシアの政治的首長となることを意味しているからである。¹³ただし、一四世紀のモスクワ公国はいまだ北東ルーシの一強国にすぎなかつたから、

「全ルーシの」という語句は当初は、「自分たちのヘゲモニーを近隣の、事実上独立した諸公国に及ぼそうとするモスクワ諸公の抱負」¹⁴を表現しているにすぎなかつた。帝政末期からソヴェート政權初期にかけてモスクワ国家研究の第一人者であつたプレスニャーコフによると、この語句は「大公領以外でも政治権力を伴つた役割をはたしたいという願望（トヴェーリ公やリャザン公といった「弟たち」に対して、大公が大ロシアの全政治勢力のあいだで最長の地位を占めると主張すること、ノヴゴロトとプスコーフにおいて一定の権力を要求すること、汗国との交渉権の独占を要求すること、スモレンスクの土地とチエルニゴヴォ・セーヴェル地方におけるリトヴァの侵略に対して防衛権を主張すること……）、すなわち、『全ルーシの』という概念を、府主教の称号が意味している枠まで拡大解釈したいとする願望」¹⁵を反映していた。モスクワによるルーシの国土の集積とは、一四世紀のモスクワ公が「全ルーシの」という語句に託した抱負や願望が実現されていく過程に他ならなかつたのである。

さらに、フォードロフ・ダヴイドフの古銭学的研究『モスクワ・ルーシの貨幣』¹⁶によると、モスクワ公国の貨幣に「全ルーシの大公」という銘が出現するのは、ドミートリイ・ドーンスコイの息子ヴァシーリー一世の治世（一三八九—一四二五年）のことであるという。この事件には、宗主国であるキプチャク汗国とモスクワ公国

との政治的力関係の微妙な変動が関連していた。フョードロフダ
ヴィドフの分類は多岐にわたる精緻なものであるが、ここでは、キ
プチャク汗国への臣従をあらわす標識トフタムイシ汗の銘と、ロシ
ア側の領主権・主権をあらわす標識モスクワ公の銘を中心に典型的
パターンをあげておこう。

(一)ドミートリイ・ドーンスコイの治世

表…斧と剣をもった戦士の像の周囲に、円形の「大公ドミートリ
イ印」という銘。

裏…アラビア語で「スルタン・トフタムイシ、長命であらんこと
を」という三行の銘。

(二)ヴァシーリイ一世の第一期（表面にロシア語の円形の銘、裏面に
アラビア語の銘）

表…手に鷹をもった騎士の像の周囲に、円形の「大公ヴァシーリ
イ」の銘

裏…アラビア語で「スルタン・トフタムイシ汗、長命であらんこ
とを」という三行の銘。

(三)ヴァシーリイ一世の過渡期（表面にアラビア語の銘、裏面にロシ
ア語の銘）

表…アラビア語で「スルタン・トフタムイシ」という二行の銘
裏…ロシア語で「大公ヴァシーリイ」という四行の銘

(四)ヴァシーリイ一世の第二期（表面にロシア語の円形の銘、裏面に

ロシア語の行状形の銘）

表…頭をもたげ、尾は背の上におりまげ左方に飛んでいく姿勢の
豹の像の周囲に、円形の「ヴァシーリイ・ドミートリエヴィチ」と
いう銘。

裏…「全ルーシの大公ヴァシーリイ」という五行の銘¹⁸。

以上を整理すると、ドミートリイ・ドーンスコイとヴァシーリイ
一世の初期の貨幣の表面にはモスクワ公の名が、裏面にはキプチャ
ク汗最後の英主トフタムイシの名が刻印されており、このことはド
ミートリイとヴァシーリイ一世がトフタムイシ汗の宗主権を認めて
いたことを意味している。これに対して、ヴァシーリイ一世の第二
期の貨幣には、表面裏面ともにヴァシーリイの名が、しかも「全
ルーシの」という語句をつけ加えて登場しており、このことはヴァ
シーリイ一世がキプチャク汗国への従属を拒否する姿勢をみせたこ
とを意味している。じつは、一三九九年から一四一〇年までのヴァ
シーリイ一世の第二期は、トフタムイシとリトヴァ大公国のヴィト
フトの連合軍がフォルスクラ河畔の戦い（一三九九年）でエディゲ
イ軍によって壊滅的打撃をうけ、ヴァシーリイ一世にとっては宗主
が没落し、リトヴァ・ルーシというライヴァルが後退した時期であ
った。それゆえ、ヴァシーリイ一世は旧キーエフ・ルーシの遺領全
体の主人を意味する「全ルーシの大公」と貨幣に刻印したのであっ
た。ただし、トフタムイシに代ってエディゲイが汗国のロシア支配

を再興すると(ヴァシーリー一世の第三期)、モスクワ公国の貨幣には、汗国への従属を示すトフタムイシやエディゲイ(ラライ)の銘が再度登場し、「全ルーシの」という語句は消えていった。¹⁹したがって、「全ルーシの」という語句は、他の諸公国に対するモスクワの政治的ヘゲモニーを表現していると同時に、汗国の支配からの独立——当初は決意表明に近いものであったにせよ——を示していたことになる。

○「君主 rosydars」

「ゴスダリー」は邦訳では「君主」、英訳では Sovereign とされてしまい、そのままでは、これが表現している「モスクワの君主の政治的自意識」が看過されてしまいがちである。しかし、アメリカのロシア史家パイプスはロシアの政体の「家産的 Patrimonial」な性格を追求するという観点から、「ゴスダリー」という称号に関心に向け、その語源にさかのぼって次のように分析している。

「初期のスラヴ族のあいだでは、家族の財産およびその構成員の生命に対する完全な権威をもった家長(家長はその構成員を奴隷身分に売りとばすこともできた)を指す単語として、二つの単語が交互に使われていた。ゴスポデンあるいはゴスポトとゴスダリーあるいはゴスポダルである。……キーエフ時代や分領時代の初期には、ゴスポデンとゴスダリーは区別なく使われて、支配者と

所有者双方を指していた。ロシアの歴史発展のこの段階では権威と所有とのあいだに重大な区別がまったく存在しなかった点を考慮すれば、このことは驚くべきことではない。ただし、重要な例外が一つあり、奴隷所有者はかならずゴスダリーとよばれた。分領時代の末期ごろ区別が生まれていった。ゴスポデンは公的分野における権威に、ゴスダリーは私的分野における権威に適用されるようになっていったのである。分領公は通常は自由人からゴスポデンとよばれた。ノヴゴロトも「主権者大ノヴゴロト」を意味するゴスポデン・ヴェリーキイ・ノヴゴロトと自称した。

一方、ゴスダリーは、古代ギリシア語では despotes、ラテン語では dominus とよばれるようなものに限定されていた。公は自分の分領内で生活する自由人のゴスポデンであったが、他面、自分の奴隷のゴスダリーであった。²⁰

こうした事情であるとすれば、「全ルーシのゴスダリー」という称号は、たんにロシアの政治的主権者というよりも、むしろロシアを「世襲地 вотчина」として領有する君主、ひいては国民の財産や生命に対する権利をも有する「アジア型専制君主」を意味し、逆に、政治理念上は政治的分野における主権者にすぎない西ヨーロッパの君主は、ロシアにおいてゴスポデンにあたることとなる。²¹

中世ロシアの国制について精力的な研究を進めているロシア史家アレフによると、一五世紀前半のモスクワ公国のいわゆる「封建戦

争」の渦中で、まずドミートリイ・シエミャーカがゴスダーリという称号を使用しはじめ、これを彼のライヴァルであったヴァシーリイ二世が継承していった。そのさい、ゴスダーリたるヴァシーリイ二世への政治的反対は、そのまま、所領の没収と投獄を伴う裏切りとみなされた。つまり、ヴァシーリイ個人に対する政治的反対という政治的公的行為がすぐさま、所領の没収と投獄の対象となる国事犯罪と結びつけられることにより、「state」という概念とstatehoodという概念とが、……『ゴスボダーリ』という定義のなかで融合しはじめた」というのである。²²

さらに、ヴァシーリイ二世の息子イヴァーン三世は、ゴスダーリという称号を「専制君主、唯一の立法者にして裁判官」という意味でいつそう自覚的に使用した。このことを象徴的に示しているのは、ノーヴゴロトの独立が最終的に廃止されるにいたった一四七七一七八年の事件である。

ことの起りは、一四七七年三月、ノーヴゴロトの使節が不用意にかあるいは意図的に²³イヴァーン三世のことを、これまでのようにゴスポピンとはなくゴスダーリとよんだことであった。かねてからノーヴゴロトに対する全一的支配を望んでいた²⁴、すなわちゴスダーリとしてノーヴゴロトに君臨しようと願っていたイヴァーン三世は、この使節の発言にとびつき、ノーヴゴロトはどのような「ゴスダーリの政体『гоударство』」を望んでいるのかとノーヴゴ

ロトに質問した。この質問の重大な政治的意味を十分に承知していたノーヴゴロトは大公をゴスダーリとはよばないと回答すると、イヴァーン三世は、「私が彼らにゴスダーリの政体を要求したのではなく、彼らがこの要請をもった使節を私のもとにおくってきたのだ。彼らは今となってしらをきり、われわれを欺いているのだ」と憤慨してノーヴゴロト討伐軍を召集した。その後双方の交渉が続けられたが、結局ノーヴゴロトは屈服した。ノーヴゴロトの自由と自治の象徴であった民会の鐘はモスクワに移送され、ノーヴゴロトの人々はゴスダーリとしてのイヴァーン三世に忠誠を誓わなくてはならなかった。²⁵「ゴスダーリの政体『гоударство』」は、ノーヴゴロト共和国が象徴した「自由『волюеть』」と「自治『самовлавление』」の対立概念でもあった。

ゴスダーリは国家を私的に所有し、原則としては国民の財産ひいては生命までも任意に処分する権利をもつという君主観は、具体的には君主個人の財産と国家の財産の未分化という状態をもたらしていた。帝政ロシア時代の法制史家セルゲイ・ヴィチはこう指摘する。「モスクワという分領にも、モスクワ公家が支配するようになったウラヂーミル大公国にも、公の財産とは区別された何物かとして、国家の財産が存在しているという兆候をまったくみつけることはできない。モスクワに存在したのは、大公の土地財産だけであって、国家のそれではなかった。大公の土地財産は黒い（国

租負担の……引用者) 土地財産と宮廷の土地財産に分けられていた。……大公はこの双方を同じように処分した。黒い土地が宮廷にわりあてられたり、宮廷の土地が黒い土地の範疇に移されることもありえた。双方とも知行地や世襲地として提供されたり、息子・公女・娘・修道院その他に譲渡されることもありえた。文書史料では、公が購入した財産、公が個人から没収した財産、その他の公の財産のあいだにはまったく区別はなく、その取得の方法は知られていない。これらはすべて区別なく、『ゴスターリの土地 государевы земли』とよばれており、同一の原則にしたがつて管理されていた。²⁶

このように政治思想あるいは法思想の面で君主個人の財産と国家の財産が明確に区分されていなかったことは、国家制度の面にも強く反映していった。ロシアでは、君主(帝室)の財産と国家の財産を区分して、それぞれを別に担当する機関の誕生がいちじるしくおそく、ニコライ一世の治世、一九世紀に入ってからのことであったのである。まず、一八二六年に、ツァーリとその一族に奉仕していた各種の機関を統合して「帝室分領省 Министерство Двора и Уделов」が誕生した。この省は、ツァーリの私的財産を管理する「宮廷監督局 Дворовые конторы」と、皇族所有の資産と農民を管理する分領局とで構成されており、政府諸機関の統制をうけずに、ツァーリ個人にのみ責任を負っていた。²⁷ この省が君主(帝室)の

財産を担当する公的機関であったとすれば、一八三七年に登場した「国有財産省 Министерство государственных имуществ」はその名のとおり国家の財産する機関であった。そして、「国有地農民、国有財産を管理し、農業の分野での改良について『庇護・保護措置』(国有地農民のあいだに新しい耕作方法を導入すること、農学や新品種を普及させること、国有地農民のために学校、病院を開くことなど)を実施していた。²⁸ バイプスによると、こうした省庁の登場以前には、君主の財産からの収入と国家の財産からの収入は区別されずに一つのものとしており、この省庁を創立したニコライ一世でさえも、農民を勝手に帝室領から国有地へ、国有地から帝室領に移しかえたというから、²⁹ 君主の財産は国家の財産という考え方が、ロシアではいかに希薄であったかが判る。ちなみに、一四、一五世紀に成立したフランスの「王国基本法」は、国王個人と王位とを意識的に区分し、国王の個人的な恣意による王領分割の禁止という原則をうちだしていた。³⁰ この意味で、フランス国王は一四、一五世紀に政治的公的分野における主権者Ⅱゴスポデンであったのに対し、ロシアの君主Ⅱゴスターリは、一九世紀にいたるまで、ロシアの国土を父祖代々の権利にしたがつて私的に領有している者、すなわち「全ルーシの世襲地領主 вотчинник」として君臨していたのである。

○「白いツァーリ *Белый царь*」

一五—一六世紀にロシアを訪問した外国人は、モスクワを中心とするいわゆる北東ルーシ地方を「白いルーシ」と、この地方の支配者を「白いルーシの君主」としばしばよんだ。イヴァーン三世下のモスクワに逗留した経験をもつヴェネツィア人コンタリーニは、イヴァーン三世を「白く大ロシアの君主 *signor della Gran Rossia Bianca*、*владетель Белой Руси*」とよんでいる。³¹ 一六世紀前半、ヴァシーリイ三世下のモスクワを訪問した神聖ローマ帝国大使ヘルベルシュタインは「何人かの人々はモスクワ公をアルブスすなわち白いとよんでいる」³²と記している。また、前述したフレツチャーは「白い」という語義には言及してはいないが、「ロシア皇室の姓はベーラとよばれている」³³と記している。³⁴

一方、一六世紀後半以降、モスクワの君主はかつての宗主国キプチャク汗国の領土、たとえばシベリアに進出していくにあたって、モンゴルルタール系およびトルコ系の諸族から「白いツァーリ」あるいは「白い汗」とよばれるようになっていった。たとえば、少々時代はあとになるが、西モンゴリアのアルトウイン汗はミハイール・ロマーノフを「偉大なる君主にして白いツァーリ、全ルーシの専制君主ミハイール・フォーロドロヴィチ大公」³⁵（カ点引用者）とよんでいる。

ただし、コンタリーニ、ヘルベルシュタイン、フレツチャーの記

述と、モンゴルルタール系ないしトルコ系諸族が尊敬の意味をこめてモスクワの君主を「白いツァーリ、白い汗」とよんだことには直接の関連はなく、その起源も異なったものであろう。キプチャク汗国やその後継汗国のヤルリイクなどの文書を分析したウスmanoフの研究によると、コンタリーニが「白い大ロシアの君主」とよんだイヴァーン三世は、クリミア汗に対しては「全ルーシの大公」という称号さえも滅多に使っておらず、さらに、クリミア汗あての外交文書の冒頭には、通常は「私の兄メングリ・ギレイ・ツァーリに、大公イヴァーンは叩頭する」³⁶とへりくだって記していたというから、一五世紀後半に、モスクワの君主がモンゴルルタール人の側から「白いツァーリ、白い汗」とよばれるはずがないからである。しかし、すでに一五世紀に北東ルーシが「白いルーシ」とよばれていたという事実と、もつとあとになって、モスクワの君主が「白いツァーリ、白い汗」とよばれるようになっていった事実は、モスクワの君主がかつてのキプチャク汗国の領土と住民を支配していくとともに、ごく自然に融合していったことであらう。

では、モスクワの君主はなぜモンゴルルタール系ないしトルコ系の諸族から「白いツァーリ、白い汗」とよばれるにいたつたのであろうか。この問題は歴史文献上キプチャク汗国とよばれるジュチのウルスの名称問題と関連している。

そもそも、キプチャク汗国の別称「金帳汗国、金のオルダ

Золотая Орда」がロシア側の文献に登場してくるのは、イヴァーン雷帝によるカザーン汗国の征服を叙述した『カザーン王国史 Истори́я о Казанском царствѣ』（一六世紀後半に成立）においてであったというから³⁷、すでにキプチャク汗国が諸汗国に分解してしまつてからのことであつた。アラヴの旅行家イブン・バトゥータは一四世紀前半、ウズベク汗治世下のキプチャク汗国を訪問し、のちにしばしば「金帳汗国（金の天幕）」なる名称の由来として引用される一節「王は毎金曜日には、祈禱ののち、『黄金のクツパ』（金のオルド、金帳）と呼ばれる天幕に坐するならわしである。この天幕の柱は木製であるが金箔がかぶせてある」³⁸を彼の有名な旅行記のなかに書き残しているが、ウズベク汗の国を「金帳汗国」とはよんでいない。じつは、近年のキプチャク汗国研究者サファルガリエフやフョードロフ、ダヴィドフによると、汗国の母体ジュチのウルス（イルトゥイシ川からドナウ川までの版図）の東半部（左翼）は「青帳汗国 Кок-Орда、Синяя Орда」、西半部（右翼）は「白帳汗国 Ак-Орда、Белая Орда」とよばれていたのである³⁹。したがつて、ロシアを支配したバトゥウのウルスは「白帳汗国」とよばれていたことになる。それゆえ、かつてのキプチャク汗国の西半部を支配するようになったモスクワ国家とその君主は、キプチャク汗国の旧住民からすれば、「白帳汗国」および「白い汗」なのであり、モスクワの君主たちもモンゴル・タタール系およびトルコ系住民に対

する統治を容易にするために「白いツァーリ、白い汗」という称号を積極的に利用していったのであろう。⁴⁰

おわりに

以上、きわめて概括的にはあるが、一五世紀後半から一七世紀初頭のモスクワ国家の君主が使用した（あるいは他者からそうよばれた）各種の王位号・帝位号の分析を通じて、彼らの政治的地位と権力の特質に焦点をあててみた。結論として整理してみると、「全ルーシの大公」、「ゴスターリ」、「白い汗」といった称号を帯びたモスクワ国家の君主とは、「モスクワ・ルーシ」のみならず「リトヴァ・ルーシ」もふくむ旧キーエフ・ルーシ全体の領土への主権を主張し（全ルーシの大公）、さらには、旧キプチャク汗国の版図および住民への宗主権の獲得をもめざそうとしており（白い汗）、この広大な地域とそこに生活する住民を「世襲地領主」という立場（ゴスターリ）から支配していた、あるいは支配しようとしていた存在であつたといえよう。このようなモスクワ国家の君主は、比較史的観点からすれば、西ヨーロッパの国王よりはむしろ「アジア型専制君主」に近く、それゆえ、モスクワ国家は「アジア型専制国家」の特徴をかなりそなえていたといえよう。ただし、この問題に一定の結論を下すには、制度的な側面、たとえば徴税構造、財政構造の特質を解明しなくてはならないであろう。こうした問題については、

また稿をあらためて展開してみたい。

注

- 1 ちなみに、一七二二年にヨーロッパ風な「皇帝 *Imperator*」の称号を与えられたピョートル大帝の公的称号は、「ピョートル一世、神の恩寵によって全ロシアの、モスクワ、キーエフ、ウラヂミール、ノーヴゴロトの皇帝にして専制君主、カザーンのツァーリ、アーストラハンのツァーリ、シベリアのツァーリ、プスコーフの君主、スモレンスクの大公、エストニア、リヴォニア、カレリア、トヴェーリ、ウグラ、ペールミ、ヴァートカ、ブルガリアその他の公国の公、ニージニ・ノーヴゴロト、チェルニゴフ、リヤザン、ロストーフ、ヤロスラーヴリ、ペローゼロ、ウドリア、オブドリア、コンドリアの君主にして大公、北部の全国土の主君、イヴェリア、カルタニアとグルジアのツァーリの君主、カバルディニア、チェルカスクと山地の諸公の世襲的君主にして主権者」というものであった。きわめて長大なものではあるが、モスクワ国家におけると同様に、各種の王位号⁸帝位号と支配領域の明示という二つの要素から構成されている。
- 2 アレフによると、公的称号に支配領域を明示するというやり方がロシアに登場したのは一五世紀前半のことであった。一四二七年、トヴェーリ公ボリス・アレクサン드로ヴィチがリトヴァ大公ヴァイトフト（ヴァイタウタス）を「リトヴァ大公ヴァイトフト、多くのルーシの国土のゴスポダーリ」とよんだこと、一四四九年、ヴァシーリイ二世が「モスクワ、ノーヴゴロト、ロストーフ、ペートルミその他の大公ヴァシーリイ・ヴァシーリエヴィチ」と自

称したことが手初めであったという。西ヨーロッパ諸国で普及していたこのやり方は、リトヴァを介してモスクワに伝わってきた。イヴァーン三世が冒頭に紹介したような長々しい称号を使用しはじめたのは、モルダヴィアとハンガリーとの外交関係を開始した一四八〇年代のことであった。G. Alef, "The Adoption of the Muscovite Two-Headed Eagle" *Speculum*, XLI, 1966, pp. 8-10.

3 G. Fletcher, *Of the Russe Common Wealth, Russia at the Close of the Sixteenth Century*, London, Hakluyt Society, pp. 25-26.

4 キプチャク汗国の対ロシア政策については、拙稿「モンゴル人によるルーシ支配の開始」、『史潮』新一〇号、一九八一年を参照していただきたい。

5 *История Литовской ССР*, Вильнюс, 1978, стр. 38.

6 N. Riasanovsky, *A History of Russia*, N. Y., 1963, p. 149.

7 シレジア出身の騎士ニコラウス・ポッペル (Nikolaus Poppel) の一四八六年のモスクワ来訪——帝政ロシア時代の歴史家ソロウイヨーフは、この事件を西ヨーロッパ人によるロシアの「発見」とみなした——によって、東方の新興国モスクワ大公国（モスコヴィア）の存在を知った神聖ローマ皇帝フリードリヒ三世は、近隣の強国ヤゲロー朝ポーランドを牽制するために、イヴァーン三世への王位の授与、イヴァーンの娘と自分の甥との結婚を提案することによって、モスクワ大公国を反ヤゲロー同盟にひき入れようとした。

8 А. Пресняков, *Московское царство*, II, 1918, стр. 1-2. К. Разлиевич, *Внешняя политика русского централизованного*

государства, М., 1952, стр. 263—264. さらに、イヴァーン

三世は自分の娘と神聖ローマ皇帝の甥との結婚問題については、答札使節ユーレイ・トラハニオトを介してこう拒否回答をした。

モスクワ大公の娘を一介の辺境伯(バーデン辺境伯アルブレヒト)に嫁がせることは大公には似つかわしくない。なぜなら、大公は多くの国土の君主であり、その先祖はローマを教皇にゆきつてみずからはコンスタンチノーブルに君臨するローマ皇帝(ビザンツ皇帝)と「友好と愛情」の関係をとり結んでおり、父(ヴァシリー二世)も自分の女婿にあたる皇帝ヨハネス・パレオロガスと「友愛、友好、愛情」の関係をとり結んでいたからである。したがって、もしも大公の娘の夫たる資格を有する者があるとなれば、それは神聖ローマ皇帝の息子マクシミリアンだけである。

- 9 Периписка Ивана Розного с Андреем Кирбским, JL, 1979, стр. 12—13. なお、この往復書簡集を一七世紀の偽作文書とするキーンンの研究があるが、E. Keenan, *The Kurbskii—Groznyi Apocrypha, The Seventeenth Century Genesis of the "Correspondence" Attributed to Prince A. M. Kurbskii and Tsar Ivan IV, Cambridge, Massachusetts, 1971*. 筆者はこの問題についてはいくつか検討している。

- 10 イヴァーン三世およびヴァシリー三世の治世下のモスクワ国家の外交関係を研究したホロシケヴィチはこう述べている。「大公の権力の源泉として神の恩寵を引証するところがやり方のなかに、モルダヴィアを介して伝わってきたビザンツの影響の痕跡をみてとることができる。……このやり方は君主の権力を教会の権威に

よって神聖なものとし、リトヴァ公国の正教住民やその他のスラヴ諸族のあいだで、ルーシ国家の魅力を高めた。」

А. Хорошкевич, Русское государство в системе международных отношений конца XV — начала XVI в., М., 1980, стр. 88.

- 11 J. Meyendorff, *Byzantinism and the Rise of Russia*, Cambridge, 1981, p. 76.

12 А. Насонов, Монголы и Русь, М., JL, 1940, стр. 100.

13 ビリントンにはモスクワへの府主教座の移転の歴史的意義を高く評価する。「多分、一二二六年に府主教座がウラヂーニルからモスクワに移ったことは、モスクワが国家的指導権をにぎっていくうえで、翌年にタタール人がモスクワ公イヴァーン・カリタールに『大公』の称号を与えたことよりも重要な礎石であったことであろう。多分、一四世紀のモスクワ府主教、この高い聖職を占めたはじめてのモスクワ人アレクセイは、国家的指導権を確立するうえで、カリタールや他のどの初期のモスクワ公よりも重要であったことには違いない。」J. Billington, *The Icon and the Axe: An Interpretive History of Russian Culture*, N. Y., Vintage Books Edition, 1970, p. 49.

- 14 G. Alef, "The Political Significance of the Inscriptions on Muscovite Coinage in the Reign of Vasilii II" *Spectrum* XXXIV, 1959, p. 6.

15 А. Пресняков, Образование Великорусского государства, II, 1918, стр. 352.

16 Г. Фелоров-Давыдов, Монеты Московской Руси, М., 1981.

17 アレフは、「全ルーシの大公」という銘が登場したヴァシリー

イ一世の治世、「全ルーシの君主」という銘が登場したヴァシー
リイ二世の治世、「ツァーリ」という銘が登場したイヴァーン雷
帝の治世を、中世モスクワ国家の貨幣名の三つの転換点としてい
る。G. Alef, "The Political Significance..." p. 6.

18 実際の貨幣は多種、多様であり、銘や紋様は破損しており、部
分的にしか解読できない場合が多い。本小論では、フョードロフ
「ダヴィドフの分類表と模式図および写真から、典型的なパター
ンを復元しておいた。

19 Г. Федоров-Давыдов, Монеты Московской Руси, стр. 54—57.

20 R. Pipes, *Russia under the Old Regime*, Penguin Books Edi-
tion, 1977, pp. 77—78.

21 国家を君主の私有財産（ロシア風に表現すれば「父祖からの土
地 вотчина」）とみなす考え方は西ヨーロッパの政治思想には存
在しなかった。掘米庸三氏によると、「すなわち支配権＝国家を
君主個人の家産＝私有財産とみる考え方は、古代にも中世にも存
在しない。それは比較的新しい時代の産物なのである。それは結
局ドイツ諸領邦の法学者が領主権を基礎づけるにあたって、一方
ではこれを皇帝権から、他方では自由主義的人民主権の理論から
守るために、窮余の一策として考えだされた結論なのである。」
掘米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』、岩波書店、一九七六年、
九頁。

22 Alef, "The Political Significance..." pp. 12—13.

23 この使節が正式にノーヴゴロトを代表していたのか、たんに私
的な要望を伝えるためにモスクワにやってきたのか、それともモ
スクワ支持派の教唆をうけてゴスターリとよんだのかは判然とし

てゐない。I. Grey, *Ivan III and the Unification of Russia*, Pelican
Books, 1973, p. 57.

24 一四七二年のイヴァーン三世の第一次ノーヴゴロト遠征によつ
て、ノーヴゴロトはリトヴァと同盟しないことを確約せざるをえ
なかつたが、一方で、モスクワがノーヴゴロトの内政に直接干渉
しないこともとりつけていた。

25 А. Эжемширский, Великие и удельные князья Северной
Руси в татарский период с 1238 по 1505 г., СПб., 1889, том
1, стр. 219—226. なお、民会の鐘を奪うとらうやり方をはじめ
めたのはモンゴル人征服者であった。イヴァーン三世はモンゴル
人征服者にならうとしたことになる。ヒリントンには「ノーヴゴロト
に対するモスクワの攻撃は、東方志向のロシアと西方志向のロシ
アの最初の内部衝突であった」と指摘する。J. Billington, *op.
cit.*, p. 80.

26 В. Сергеевич, Древности Русского права, СПб., 1911, том 3,
стр. 22—23.

27 Н. Брошкин, История государственных учреждений дорево-
люционной России, М., 1983, стр. 166.

28 там же, стр. 165.

29 R. Pipes, *op. cit.* p. 70.

30 井上幸治編『フランス史』、山川出版社、一九六八年、一二二
—一二三頁。

31 Барбаро и Контарини о России, Л., 1971, стр. 202, 226.

32 S. Herberstein, *Notes upon Russia*, London, Hakluyt Society,
1851, p. 34.

- 33 G. Fletcher, *op. cit.*, p. 19.
- 34 ヘルベルシュタインは、モスクワ公の「白い衣服」に、フレッチャーは、アルバード朝ハンガリーにたびたび登場するペーラ（ペールイはロシア語で白いを意味する）という姓の王に「白」の起源を求めているが、いずれも納得のいくものではない。
- 35 Материалы по истории русско-монгольских отношений 1636—1654. М., 1974. стр. 72.
- 36 М. Усманов, Жалованные акты джучичева улуса XIV—XVI вв., Казань, 1979, стр. 194—201.
- 37 G. Vernadsky, *The Mongols and Russia*, New Haven, 1953, p. 140.
- 38 イブン・バッドウータ、前嶋信次訳『三大陸周遊記』、河出書房新社、一九七七年、一四五頁。
- 39 この問題は、「金帳汗国」という名称自体が汗国の実在期には存在していなかったという事情と、汗国の母体ジュチのウルスがジュチ家諸王侯のウルスの連合体であったという事情のために、いささかこまいつている。まず、イルトウイシ川からドナウ川にいたるジュチのウルス（広義のキプチャク汗国）は、大別するとジュチの長男（末子？）オルダ・イチェシンのウルスⅡ東半部と、次男（長男？）バトウのウルスⅡ西半部から構成されており、通説的なイメージでは、後者がキプチャク汗国にあつてゐる（狭義のキプチャク汗国）。問題は、この東西の両ウルスが何とよばれたかである。研究史的にあとづけると、一五世紀のペルシア語史料『アノニム・イスカन्दル』は、「その後、ジュチのウルスは二つの部分に分かれた。その左翼（東半部）では……ノガイの子孫

がその立場を固め、彼らは白いオルダ（白帳汗国）の سلطان とよばれるようになった。右翼（西半部）は……トファタの子孫に指定され、彼らは青いオルダ（青帳汗国）の سلطان とよばれるようになった」（（ ）引用者）と記した。В. Тизенгаузен,

Сборник материалов, относящихся к истории Золотой Орды, М.-Л., 1941, том. 2, стр. Баттウのウルスは「青帳汗国」とみなされたのである。第二次大戦中に浩瀚なキプチャク汗国史を上梓したシュプラーも、この説を踏襲し、これが歴史地図帳などでも定説となつてゐた。B. Spuler, *Die Goldene Horde*, Leipzig, 1943, S. 25; 帝国書院編集部編『詳密世界史地図』七訂版、一九七九年、二三頁。（ただし、後者の歴史地図にあつては、金帳汗国、白帳汗国、青帳汗国の関係が混乱している）。ところが、この定説に対して、ヴェルナツキイ、サファルガリエフ、ブヨードロフ、ダヴィドフといった研究者が異説をとめた。ロシア側の年代記は、東方からサライに逃亡してきた汗国の皇子を「青いオルダ（青帳汗国）からの人々とよんでおり、これはモンゴル人、タトル人のあいだでのよび方のひとつだと思はれること。『アノニム・イスカन्दル』とは別のペルシア語史料『モンゴル人のスルタン』の系統樹における系譜を称えた書」（一五世紀前半）は、「オルダ（汗国東半部の支配者……引用者）はイチェンともよばれており、彼と（その弟）エセンは同じ母から生まれた。オルダにはコングラト族出身の三人の古くからの妻がおり、息子たちと（彼の）ウルスは、青いオルダ（青帳汗国）とよばれた」と記しており、定説の根拠となつた『アノニム・イスカन्दル』の記述とは逆に、東半部を青帳汗国とよんでいること。

V. Tzengtzen, *Ukaz. soch.*, стр. 41. ペルシアの有名な詩『ホスローとシーリン』は、ウズベク汗の息子(したがって西半部の君主)ティニベク汗を「白いオルダ(白帳汗国)」の汗とよんでいること。汗国末期のトフタマイシ汗がポーランド王ヤゲローにあってたヤルリイクのなかで、前者の「ウルク・ウルス(大ウルス)」はやはり「白いオルダ」とよばれていること。こうしたことを根拠として、近年の汗国史研究者は、「われわれは誤りを正し、一四世紀末から一五世紀初頭のジュチ・ウルスの左翼(東半部……引用者)を青いオルダ、右翼(西半部)を白いオルダとよばねばならない」(フョードロフ・ダヴイドフ)という定説とは逆の結論に達したのである。G. Vernadsky, *op. cit.*, pp. 139—140.

M. Сафарганиев, *Распад Золотой Орды*, Саранск, 1966, стр. 14
— 15. Г. Федоров-Давыдов, *Общественный строй Золотой Орды*, М., 1973, стр. 141—144.

40

いわゆる「ユーラシア派」のハラ・ダヴァンは、「キプチャク汗国は領土を新しく獲得することで拡張し、『金帳汗国』となっていた。のちにこの帝国の領土のみならずそこに居住するモンゴル・トゥラン系民族もふくめて、モスクワのツァーリの支配下に移ったとき、モスクワのツァーリはこれらの民族の眼には、白帳汗国の白いツァーリ、白い汗の後継者として映じつづけた。ロシアにおけるカルムイク人やブリヤート人のあいだで生活したり、あるいは中国におけるモンゴル人のあいだにすら生活したロシア人は、ロシアの白いツァーリの名がこれらの民族のあいだで享受していた敬虔たる尊敬に気づくはずである……」と指摘している。

Э. Хара-Даван, *Чингис-хан как полководец и его наследие*, Белград, 1929, стр. 199.

О монархах Московского государства “анализ их официальных титулов”

Ичиرو Като

15—17 вв., монархи Московского государства имели некоторые разнообразные титулы, например, “Великий князь всея Руси”, “Государь”, “Царь”. Когда Золотая Орда распалась и бо́льшая часть её территории перешла под власть Московского царя, монголо-тюркское население называло Московского царя “Белым царем” или “Белым ханом”.

Такие титулы отражали процесс централизации Руси вокруг Москвы и политическое самосознание московских князей на этом процессе.

Термин “Великий князь всея Руси” включал понятие бывшего киевского великого князя, пользующегося хотя номинальной властью над всей русской землей, объединявшей Северно-восточную Русь (будущую Московскую Русь) и Южнозападную Русь (будущую Литовскую Русь). Московские князья, пользуясь титулом “Великим князем всея Руси”, требовали господство над территорией Литовского великого княжества.

Термин “Государь” включал понятие верховного владетеля и судьи, пользующегося неорганической властью. Московские князья, пользуясь титулом “Государем”, требовали господство над территорией и населением, как вотчинник русской земли.

Термин “Белый хан” или “Белый царь” включал понятие бывшего золото-ордынского хана, пользующегося неорганической властью над пространством Золотой Орды и её населением. Московские князья, пользуясь титулом “Белым ханом”, расширяли их господство над монголо-тюркским населением.

Таким образом, монархи Московского государства с сравнительно-исторической точки зрения, имели некоторые черты сходства с так называемыми азиатскими деспотами.